平成２７年（フ）第２０７号
長崎県長崎市田上４丁目９番21号
債務者　柴**原**　敏則
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０８号
長崎県長崎市中小島１丁目８番33号　中尾アパート、旧住所長崎県長崎市丸山町１番７号　牧アパート２Ｆ
債務者　稲森ツヤ子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
長崎県長崎市葉山１丁目35番９号
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
仙台市青葉区中山７丁目18番17号　サンハイツ中山102
債務者　中山　敦子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５８３号
仙台市宮城野区清水沼２丁目３番13号　コーポ光201、従前の住所仙台市宮城野区清水沼２丁目11番21号　八島方
債務者　鈴木　紳一
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
茨城県結城市大字結城10497番地
債務者　本間　一宏
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１７３号
茨城県古河市東山田2053番地８、前住所茨城県古河市東山田2944番地739
債務者　秋田　真弓
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１８３号
茨城県古河市下辺見2351－５　レオパレスウィンアントラーズ105号室、住民票上の住所茨城県古河市尾崎2903番地１
債務者　小須田信成
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１８５号
茨城県坂東市岩井4496番地８　コーポ荒木202、前住所茨城県坂東市岩井3413番地８
債務者　林　　和子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１８６号
茨城県古河市下辺見2145番地10　サンハイツＳＯＷＡ　Ｂ－202、前住所山梨県都留市夏狩1851番地
債務者　牧　茉梨加（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１９０号
茨城県下妻市平沼76番地21
債務者　倉金　　実
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１９１号
茨城県筑西市横島139番地１　ロイヤルコーポＢ102
債務者　山口美智子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１９５号
茨城県古河市関戸1790番地91
債務者　中山　由美
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１９６号
茨城県常総市向石下156番地３
債務者　生井　成美
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１９８号
茨城県古河市上辺見2409番地　ハイムローゼ101号
債務者　秋葉　裕子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２０１号
茨城県古河市上辺見2539番地　上辺見第一市営住宅204号
債務者　佐々木哲子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２０６号
茨城県筑西市玉戸1353－９　グループホームロメオ、住民票上の住所茨城県下妻市小島877番地
債務者　中尾美栄子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部